

古物営業法施行規則の改正について 買取時の本人確認義務等が強化されます。

改正のポイント

改正前

古物商は、対価の総額が1万円未満の商品を買い受ける場合には、オートバイやゲームソフトを除いて取引の相手方の確認や帳簿等への記載をしなくてもよいとされていました。



改正後

1万円未満の取引であっても、相手方の確認や帳簿等への記載を行わなければならない古物はオートバイ・ゲームソフトに加えて、書籍と音楽や映画等を記録したCD・レーザーディスクDVD・ブルーレイディスクが追加されます。

オートバイには、その部分品を含みます。



施行日

平成23年4月1日から施行されます。

罰
則
等

身分確認や帳簿等への記載を行わなかったり、法律で定められた方法で行われていない場合、
**懲役6月以下又は30万円以下の罰金
営業停止等の行政処分**
の対象となります。

【問い合わせ先】群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課
(電話 027-243-0110)